



平成 29 年 5 月 18 日

各 位

会社名：アコム株式会社
代表者名：代表取締役社長兼会長 木下 盛好
(コード番号：8572 東証第一部)
問合せ先：財務第二部 広報・IR室長 岡本 貴史
電話番号：03-5533-0861

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決定し、本年 6 月 22 日開催予定の第 40 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日付の「代表取締役および役員人事等の異動に関するお知らせ」にて、別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

(A) 意思決定の迅速化と取締役会の監督機能の強化

重要な業務執行の決定を、取締役会から取締役へ大幅に委任することで、迅速な意思決定が可能な体制を構築し、取締役会は委任した事項のモニタリング等を通じて監督機能の強化を図ります。

(B) 経営の透明性と客観性の向上

社外取締役が過半を占める監査等委員会が監査・監督機能を行使することで、経営の透明性・客観性の向上を図ります。

(2) 移行の時期

本年 6 月 22 日開催予定の「第 40 回定時株主総会」において、当該移行に必要な定款変更等に関する承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

定款変更の内容は「別紙」のとおりです。

(3) 日程

定時株主総会開催日 (予定) 平成 29 年 6 月 22 日 (木)

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 29 年 6 月 22 日 (木)

以 上

アコム株式会社

(下線は変更部分)

現行定款	変更定款案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 (記載省略)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける<u>財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、<u>株主総会の決議</u>によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける<u>財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議</u>によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p align="center"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>	<p align="center"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(員数)</p> <p><u>第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p><u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p> <p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p><u>第31条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役会規則)</p> <p><u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会にお</u></p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委</u></p>

現行定款	変更定款案
いて定める <u>監査役会規則</u> による。	<u>員会</u> において定める <u>監査等委員会規則</u> による。
(報酬等) 第 <u>36</u> 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(監査役の責任免除) 第 <u>37</u> 条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除)
(事業年度) 第 <u>38</u> 条 (記載省略)	(事業年度) 第 <u>33</u> 条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日) 第 <u>39</u> 条 (記載省略) 2. (記載省略)	(剰余金の配当の基準日) 第 <u>34</u> 条 (現行どおり) 2. (現行どおり)
(中間配当) 第 <u>40</u> 条 (記載省略)	(中間配当) 第 <u>35</u> 条 (現行どおり)
(配当金の除斥期間) 第 <u>41</u> 条 (記載省略)	(配当金の除斥期間) 第 <u>36</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> (<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第40回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>